

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和3年8月10日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和3年8月10日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和3年8月10日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー西原店

鹿屋市郷之原町12604番1 外12筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎

鹿児島市南栄三丁目14番地

(2) 変更後

株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎

鹿児島市南栄三丁目14番地

株式会社セリア 代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外濑二丁目38番地

3 変更年月日

令和元年7月19日

4 届出年月日

令和3年7月19日